

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のように公告し、当該届出及び添付書類をこの公告の日から4月間縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、市長に対し意見書を提出することができる。

令和3年7月5日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フォレオ博多
福岡市博多区東那珂一丁目 395 番地ほか
- 2 大規模小売店舗の設置者
三井住友信託銀行株式会社
代表取締役 大山 一也
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
- 3 変更に係る事項

事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
駐輪場の位置及び収容台数	建物東側 駐輪場 No. 1 58 台 建物南側 駐輪場 No. 2 48 台 建物南側 駐輪場 No. 3 23 台 建物南側 駐輪場 No. 4 21 台 建物西側 駐輪場 No. 5 2 台 建物西側 駐輪場 No. 6 3 台 建物西側 駐輪場 No. 7 2 台 建物西側 駐輪場 No. 8 29 台 建物西側 駐輪場 No. 9 14 台 建物西側 駐輪場 No. 10 5 台	建物西側 駐輪場 No. 1 16 台 建物南側 駐輪場 No. 2 38 台 建物南側 駐輪場 No. 3 23 台 建物南側 駐輪場 No. 4 21 台 建物西側 駐輪場 No. 5 2 台 建物西側 駐輪場 No. 6 3 台 建物西側 駐輪場 No. 7 1 台 建物西側 駐輪場 No. 8 30 台 建物西側 駐輪場 No. 9 47 台 建物西側 駐輪場 No. 10 14 台 建物西側 駐輪場 No. 11 10 台	令和4年 2月25日
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	一般廃棄物 建物内北側 No. 1 46.09 m ³ 建物内北側 No. 2 33.33 m ³ 資源物 建物内北側 No. 1 47.91 m ³ 建物内北側 No. 2 41.22 m ³ 建物西側 No. 3 4.86 m ³	一般廃棄物 建物内北側 No. 1 46.09 m ³ 建物内北側 No. 2 33.33 m ³ 資源物 建物内北側 No. 1 47.91 m ³ 建物内北側 No. 2 41.22 m ³ 建物内西側 No. 3 4.86 m ³	令和4年 2月25日

- 4 届出年月日
令和3年6月24日
- 5 縦覧場所
福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市役所（経済観光文化局総務・中小企業部政策調整課）
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
福岡県庁（商工部中小企業振興課）